

料金制度を従来の従量制から人頭制に改め、人頭制ではむずかしいものについてだけ、従量制とすることとした。これで市民の苦情は激減した。しかしまだくみ取り回数については十分とはいえない。そこで制度面からの改善をはかることとして検討している。それは清掃業者にたいする従来からの許可制では、制度としての限界から市の清掃責任が十分発揮できないという欠点があることと、清掃法の改正などもあって、清掃責任をよりはっきりさせるため、原則として委託制にする必要が生じたことである。市では委託制の方向にむかって、現在検討をすすめている。さらにまた、四十五年七月から各町内会・自治会に一名の清掃協力員がおかれ、くみ取り回数・料金のチェックなど、くみ取り作業に関する、それぞれの地区の情報を提供してもらい、業者の作業指導を強力にすすめることとなった。

6 下水道

一年に百億円をつぎこむ

横浜駅周辺は近代的なビルが建ちならび、関内・伊勢佐木町周辺とともに横浜の都心部を形成する、都市生活の中心地である。ところが、ここで排出されるし尿はすべてバキュームカーによりくみ取られ、あるいは浄化そうにより暫定的に処理されている実状である。これはまさに下水道が整備されていないためである。

横浜市の下水道は、地形にしたがつて市域を九ブロックにわけ、各ブロックごとに下水処理場をつくり、それぞれのブロックの下水を処理することになっている。横浜駅周辺をふくむ

神奈川区・西区・保土ヶ谷区の大部分と、鶴見区・港北区・旭区の一部は、神奈川下水処理場で処理することになるが、処理場の建設予定地は、現在、米軍に接収されており、処理場をつくることができないでいる。このように、横浜では、震災や戦災とこれに続く戦後の市街地の接収により、下水道の整備が遅れていた。下水道施設は、トイレの水洗化に代表されるように、市民の環境衛生の向上、河川と海洋の汚濁の防止、あるいは低地帯の浸水を解消するなど、近代的な都市生活を営むうえで、なくてはならない根幹的な都市施設である。そこで市では、昭和四十五年度だけで一〇〇億円以上をつぎこむなど、ここ数年来下水道事業を最重点の一つとして、すすめてきた結果、下水道普及面積は四十年の四、一四六ヘクタールから四十四年には六、〇八〇ヘクタールへと四年間で四割増となった。市街地における下水管の普及率は、市街地面積が拡大しているにもかかわらず、三三・六パーセントから、四一・二パーセントへと順調に伸びている。また、下水道の普及と終末処理場の整備に並行して、便所の水洗化も促進しており、水洗化が可能な人口は、一〇万四、〇〇〇人から三五万二、〇〇〇人へと、三・四倍になった。現有する

表 2—54 下水道の普及状況

	38年	40年	42年	44年	
市街地面積 (ha) a	12,980	12,980	13,850	14,770	
普及面積 (ha) b	3,857	4,146	4,537	6,080	
内訳	処理面積 (ha)	635	687	1,060	1,765
	排水面積 (ha)	3,222	3,459	3,477	4,315
普及率 (%) b/a	29.7	31.9	32.8	41.0	
*処理人口	79,320	104,085	139,935	352,000	
水洗化人口	37,855	57,715	90,290	209,400	

注：1. *印は水洗化が可能な区域の人口

2. 下水道局計画課調べ

表 2—55 六大都市下水道普及状況

	東京	大阪	横浜	名古屋	京都	神戸
市街地面積 (ha)	52,853	17,800	14,140	16,230	8,630	6,766
普及面積 (ha)	19,025	11,543	4,860	10,370	3,325	2,357
普及率 (%)	36.0	64.8	34.4	63.9	38.5	34.8
市域面積 (ha)	57,159	20,340	41,692	32,567	61,061	53,591

注：1. 昭和43年度末現在
2. 下水道局計画課調べ

施設は、処理場三カ所(能力五二万人)、ポンプ場二四カ所、管きょ延長一、〇五六キロメートルとなっている。

このように、横浜市では下水道の整備が急ピッチでおこなわれているが、他の大都市と比較すると、まだまだ低水準であり、今後いつそう、事業の推進をはからなければならない。

進む市街地の水洗化

いま、横浜市で下水処理場の運転をおこなっているのは、北部・中部・南部の三処理区である。これらの処理区では、下水道幹線とそれに接続する枝線下水道の整備が、着々とおこなわれており、整備が終了した地域から水洗化ができるようになっていく。

北部処理区は、鶴見区の大部分と、港北区の高田町・師岡町より東部を対象とする地区である。この地区では、昭和四十二年、北部下水処理場の運転が開始され、現在増設をおこなっている。

中部処理区は、中区の大部分を対象とする地区である。中部下水処理場は、三十七年、横浜市で一番早く、運転を始めていく。現在では、下水道の整備はほとんど終っており、水洗

化ができるようになっていく。

南部処理区は、南区・磯子区の大部分と、中区の一部を対象とする地区である。南部下水処理場は、四十年から稼働している。現在、幹線および枝線下水道の整備が、急ピッチでおこなわれているが、大岡川下流沿と低地区の市街地は、水洗化ができるようになった。神奈川処理区は、前にのべたように、下水処理場がない。この地区には、五年間で二五〇ミリメートルも沈下している所があり、満潮時や降雨が続いたあたりでは、下水が逆流し、路上に浸水することもたびたびある。このため、ポンプ場と下水道幹線を整備し、浸水対策に取り組んでいる。また採取地の早期返還については、市民と一体となつて、運動を続けている。

このように、横浜市の下水道は、むかしからの市街地では、かなり整備されてきた。しかし、都市生活を営むうえで、下水道はどうしても必要なものである。市では、下水道整備の全体計画・中期計画をたて、整備を急いでいる。これらの計画では、市街地の整備と並行して、郊外部などの新市街地の下水道整備を、積極的にこなうことになっている。

新市街地は、丘陵部の開発や水田などの埋立によつて拡大さ

れているため、団地からの排水による浸水が、しきりにおきている。とくに三十七年八月の宅造法施行以前、あるいは四十年十月の住宅地造成事業法施行以前の宅地開発に、このケースが多い。

たとえば、大岡川に流れ込む支川、永田川、六ッ川などは、上流の宅地開発によつて流出雨量が増大し、現在のままでは河川がはらんしてしまふ。そこで、排水能力を増強するために大暗きよを整備した。そのために、六ッ川、永田、最戸の三地区にたいして投じた金額は、二〇億円にのぼる。

また、港南区と磯子区にまたがる日本住宅公団の洋光台・港南台団地をつくるにあたっては、開発により雨水の流出量が増大する分は、丘陵地の下にトンネルを抜いて直接根岸湾へ流し、汚水は南部下水処理場で処理することにした。この事業は、日本住宅公団から総額一二億円の負担金を求めておこなつた。

このように、新市街地の開発にともなう流末下水道の整備には、巨額の資金を必要としており、市街地の下水道整備をふくんだ全体計画を達成するためには、少なくとも、二、〇〇〇億円以上必要となっている。また、四十四年度から四十八

年度までの中期計画では、総事業費七四〇億円をつぎこむ計画となっている。

困難な財源の確保

昭和四十五年、新都市計画法にもとづく市街化区域が決まり、下水道は、都市の基盤的施設として、いっそうの促進が望まれるようになった。しかし、下水道を整備するためには、解決しなければならぬ問題が、たくさんあるが、ここでは、そのなかでもとくに重要な財源の確保について考えてみる。下水道の建設費は、国費、起債、市費をおもな財源としている。建設費総額は、年々ふえているが、国費、起債のしめる割合は、年々減っており、市費の割合が大幅にふえている。国はこれまで、六大都市の下水道整備に、優先的に国費を配分してきたが、整備を全国的にすすめるために、受益者負担金制度を採用する都市にたいして、国庫補助、起債の許可を優先させるようになってきた。このため、大都市における国費・起債の伸びが少なくなる傾向があらわれている。公共下水道にたいする名目的補助率は、一〇分の四と定められているにもかかわらず、実態はかなり下まわっている。横浜市の

ように、都市が大であればあるほど、緊急かつ多大な下水道の需要があり、実質的補助率を大幅にふやすべきである。一方、四十五年末の企業債発行額の合計は、二八三億円になることが予想され、元利償還金も年々増大しており、四十四年度には、二三億円が見込まれている。企業債利子などの増大にたいしては、国庫補助金の増額が望まれているとともに、起債条件をゆるくし、また、低利資金が確保されなければならない。そこで各都市との協力を強め、国に働きかける必要がある。事業費にたいする起債のしめる割合は、一般都市なみに、四〇パーセントまで下げるべきである。との意見もあり、年々その率が低下している。しかし、下水道の整備をすすめるためには、これ以上、起債のしめる割合を下げることは困難である。

このように、下水道を整備するために必要な財源は、不足しがちになっているにもかかわらず、下水道建設の要望はますます強く大きくなっているため、新市街地の開発にたいしては、適正な負担を開発者に求めなければならない。洋光台・港南台団地の開発について、市は開発者である日本住宅公団にたいし、下水道整備のため一部負担を求めたのも、このよ

うな実状からである。

市民の協力がカギ

横浜駅を中心とする神奈川処理区には、まだ下水処理場がないことはすでに述べた。処理場予定地が米軍の接収地で、まだ返還されていないからである。しかし、昭和四十五年度の政府予算の中に、調査費二一、一六〇万円が計上され、米軍施設の移転の調査が、始められることになった。これは、長年

の関係者の協力、とりわけ地元住民の力が、大きな役割を果たしたものと見えよう。

また、菊名下水処理場については、用地買収にあたり、地元地権者の積極的な協力があって、すでに、建設工事がおこなわれている。この処理場は、四十七年度中には、一部運転が始まる見込みであり、太尾町、菊名町、大豆戸町などでは、ちく次水洗化が可能になる。

しかし、戸塚下水処理場用地については、十分な協力がえら

表 2—56 下水道建設費の推移 (単位: 百万円)

	42年		43		44		45 (当初予算)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
建設費	4,310.4	100.0	6,182.4	100.0	9,617.1	100.0	10,447.6	100.0
42年度を100とした場合	100.0		144.0		218.0		253.0	
国庫補助金	915.0	21.0	1,118.6	18.1	1,621.0	16.9	1,490.0	14.3
起債	3,040.0	70.6	4,140.0	67.0	5,591.0	58.2	6,050.0	57.9
財源								
県補助金	13.0	0.3	8.8	0.1	25.0	0.2	31.0	0.3
市費その他	342.0	7.9	915.0	14.0	2,380.1	24.7	2,876.6	27.5

れず、二カ所に分割する計画になってしまった。

そのほか、下水管きょ工事にあたり、関係者の協力がえられず、工事の完成が遅れ、解消されるべき浸水被害を、防げなかった例もある。下水処理場やポンプ場には、比較的平坦で、まとまった用地が必要であり、下水管きょでは線形など、下水道施設の特種性から、場所的に制約が多く、地元住民の理解と協力がなければ、下水道の整備をすすめることはできない。市民の積極的参加が望まれるところである。

7 河川

大河川から都市小河川へ

これまで、河川といえば大河川を対象とする考えが強く、国または県が管理する一級河川の鶴見川をはじめ、大岡川・柏尾川・帷子川・侍従川など県知事管理の二級河川が、国の補助を受けて改修されてきた。これらは、その本流が市の既成市街部を流れているため、市としても有形無形の応援を続け、比較的規模の大きな河川については、あらかじめ定めた計画にもとづいてある程度整備を進めてきている。その状況は表2-57のとおりである。

ところが、上流へいくにつれて、河川と水路との区別がつき